

第十三條 出資拂込を怠りたる時は期日後十五日間に付き其の拂
込むべき金額の百分の二に當る過怠金を徴収す

第十四條 出資金に對する利率は年六分以下とす

第三章 業務執行

第十五條 本部は製糖労働組合大會並に理事會の決議に基き業
務を執行するものとす

第十六條 第一條の目的を達成するため左の支局及役員を置く

- 一、小倉支局 一、兵庫支局 一、川崎支局

第十七條 部長は本部を代表し事務を總理し一切の責に任ず部
長事故ある時は本部執行委員會に於て互選し其の代理を定む

第十八條 支局長は支部長之に當り支局事務を處理し一切の責に
任ず

支局長事故ある時は副支部長之を代理す

第十九條 支局役員は毎月一回以上會議を開き貸付標準を評定し
標準名簿を作成し支局長之を保管す

第二十條 部長及支局長、支局員の任期は製糖労働組合規約第二
十四條第四項に準ずるものとす

第二十一條 支局員に缺員を生じた時は直ちに支局幹部會に於
て補缺監衡を行ひ本部理事會の承認を得るものとす

第二十二條 部長及支局長、支局員は正當の理由なくして辭任す
ることを得ず

第二十三條 本部の一切の事項は製糖労働組合大會に於て報告

し承認を得るものとす

第二十四條 本部の事業年度は毎年九月一日に始り八月三十一
日を以て終る

第二十五條 本部の財産は理事會に於て定められたる銀行に預
入するものとし組合大會又は理事會の決議を経たる事業に投資
するものとす

第二十六條 業務執行に關する細則は別に之を定む

第二十七條 加入者にして貸付を請求せんとするものは其の金額
及用途を明記し保證人二名連署の上申込むものとす

第二十八條 貸付の請求を定めたる支局は貸付標準名簿及貸付金
の用途を調査し金額及貸付方法を定むるものとす、但し貸付請
求者多數なる場合に於ては貸付順位及金額は其の事情と必要の
程度を參照して之を定む

第二十九條 第二十七條に依る貸付請求額は出資額の二倍以下と
す但し貸付請求者の一ヶ月實収入を超過する事を得ず此場合一ヶ
月實収入とは健康保險標準報酬月額三十日分とす

第三十條 第二十七條に於ける保證人は一名以上の保證人たる事
を得ず

第三十一條 貸付金の返済は六月々賦とす但し支局に於て認め
たるものは右期間内に於て一時拂となす事を得此場合と雖も利
子は毎月納入するものとす

第三十二條 貸付金の返済又は借子の支拂と連帯したる時は差控

四、犯罪の他に依り信用を失ひたる時

第四十條 本部の出資者にして退社又は死亡に依り配還の場合
に於ける持分の拂戻は拂還済出資額とす但し除名に依る場合に
於ては拂還済出資額の半額とす

第四十一條 本規約は製糖労働組合大會又は理事會の決議を經る
にあらざれば變更する事を得ず

第四十二條 本規約は昭和六年十月より之を實施す

製糖労働組合金融部細則

第一章 本部及支局

第一條 本部は左の事務を掌るものとす

一、本部の財産の管理及總ての事業執行

二、各支局を聯絡統轄す可き一切の事項

三、各支局に於ける本部の事業執行に關する一切の指導監督

第二條 支局は左の事務を掌るものとす

一、本部に對し事業執行に關する一切の報告

二、(イ)貸付請求者に對する貸付(ロ)出資金の取立(ハ)「貸付金の回収(ニ)貸付金利息及過怠金の徴収等」を成す

第三條 本部の一ヶ月の算定は毎月月末會計日の翌日に始まり
會計日を以て終る

第四條 貸付金の返済及利息の支拂は細則第三條に依る但し期日

金として貸付金利息の二分の一を徴収す但し規定期日後三日以
内に返済する時は之を免除す

第二十三條 貸付金の返済又は借子の支拂を故意に遅滞したる時
は本人の受可き實銀又は解還手當を本部に於て直接會社に
請求し之が辨済に充當する事を得保證人の場合又之に準ず

第二十四條 支局は貸付金使用の實況を監査し貸付の目的に反す
ると認めたる時は期限内と雖も返済を成さしむるものとす

第二十五條 貸付金に對する利率は月一分とす

第二十六條 加入及増口、配還

第二十七條 製糖労働組合員は原則として本部に加入するもの
とす

第二十八條 新に本部に加入せんとする者又は出資口數を増さ
んとするものは申込書に出資第一回の拂込金を添へ申込むもの
とす

第二十九條 加入及増口の申込ありたる時は監衡の上許容を決し
申込者に其旨を通知するものとす

第三十條 本部の加入者にして左の各項に該當する時は製糖
労働組合規約第二十一條第二十二條を適用す

一、出資過怠金の納付貸付金の返済又は利息の支拂を怠り其
の義務を履行せざる時

二、本部の事業を自己の利益を目的として他人に利用せし
めたる時

三、本部の事業を妨ぐる行爲ありたる時